

平成30年3月2日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
田宮信明	政策企画課長	伊藤耕平	商工創成課長
安達徹	財政課長	設楽和由	税務課長
荒木信行	市民生活課長	森谷孝義	建設管理課長
安達晃一	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
松田仁	さくらんぼ観光 課長	軽部賢悦	健康福祉課長
片桐勝元	高齢者支援課長	佐藤肇	子育て推進課長
大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長	辻洋一	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	佐藤和好	学校教育課長
高林雅彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長	大沼孝一郎	監査委員
渡辺優子	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第2号 第1回定例会
 平成30年3月2日(金) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○内藤 明議長 おはようございます。
 ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員はありません。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○内藤 明議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成30年3月2日(金)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	農業振興について	(1) さくらんぼ労力確保対策事業について (2) さくらんぼ作業負担軽減安全確保事業について (3) 米の減反政策廃止について (4) 新規就農者等育成推進事業について	7番 太田 芳彦	市長
2	国史跡「慈恩寺旧境内」の整備について	(1) ガイダンス施設の整備について (2) 観光周遊ルートについて (3) 来訪者のための休憩施設について	3番 佐藤 耕治	市長 教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
3	地域農業の推進に向けて	(1) 優良農地確保について (2) 農地の集積・集約化の推進について (3) 農地中間管理機構の取り組み状況について		農業委員会会長
4	がんの早期発見・早期治療による医療費の抑制について	(1) がん検診の受診状況について (2) 血液検査によるがん検診について (3) 医療給付費の抑制と国民健康保険税額の維持について	13番 杉 沼 孝 司	市 長
5	所有者不明地の問題について	(1) 本市における所有者不明地の現状について (2) 所有者不明地の課税状況について (3) 所有者不明地への対応状況について (4) 今後の対応について	2番 古 沢 清 志	市 長
6	住宅建設の推進について	(1) 本市の住宅建設に係る補助金の考え方について (2) 建設補助の弾力的運用について (3) 今後の方向性について		市 長

太田芳彦議員の質問

○内藤 明議長 通告番号1番について、7番太田芳彦議員。

○太田芳彦議員 おはようございます。

2月2日、3日、4日に開催されました第3回やまがた雪フェスティバルへの集客数が20万人を超えたとの発表がありましたが、市長を初め、雪まつり実行委員会の皆さんの努力のおかげですばらしい雪の祭典でありました。

昨年から見ますと、随分リニューアルされ、雪像が駅前や陵南中につくってあったり、メイン会場へも西川町の雪旅籠のPR雪像や飯豊町の中津川雪まつりのPR雪像が配置され、大いに観光客を楽しませてくれたと思います。雪中屋台も第1会場、第2会場合わせて約50店舗が

軒を連ね、大変なにぎわいを見せておりました。また、イベントも創意と工夫が凝らされて、子供さんたちも大変喜んでくれたと思います。

私も2日、4日と足を運んでみましたが、大きな交通渋滞はなかったようで、関係各位には本当に御苦労さまと申しあげたいと思います。

それでは、通告番号1番、本市農業振興について順次質問をさせていただきます。

初めに、平成29年度さくらんぼボーナスとさくらんぼ労力確保対策事業について伺いたいと思います。

この事業につきましては、さくらんぼ箱詰め作業講習会や作業体験を通して潜在的な雇用労力の掘り起こしを行い、就労機会の創出と労力確保を支援、市内のさくらんぼ農家で25時間以上就労したパート労働者に対し、さくらんぼボーナス、市内企業の特産品などを進呈するといっ

た内容でした。

この事業を始めた28年度は、手続が面倒とか、税務対策で税金がかかるのではとの思いから、敬遠した方もあったようですが、29年度は趣旨が理解されたようで、昨年を大幅に上回る利用者があったわけですが、この事業を始めてからのさくらボーナスの件数と補助金額の実績を教えてください。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

太田議員から農業振興について御質問でありますので、お答えをしたいと思います。

さくらボーナスの件数と補助金額の実績についてということですが、御案内のとおり、このさくらボーナス事業については、さくらぼの収穫作業、あるいは箱詰め作業などの労働力が不足しているという声を受けて、短期労働者の掘り起こしと確保を支援するために平成28年度からさくらぼ労力確保対策協議会が主体となって実施をしている事業でございます。

実績としましては、初年度の28年度については675名の方から申請をいただいて、336万5,500円の実績となっております。また、本年度2年目でありますけれども、1,029名の方に贈呈をさせていただいて、事業費は512万7,000円ということでした。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

28年度が675件、336万円、29年度が1,029件で512万円ということで、順調にこの事業が理解されて、皆さん5,000円程度ではございますけれども、非常に喜んでおられました。平成29年度におきましては、当初予算では足りずに補正予算を組んで対応していただいたことで、利用なされた方は非常に喜んでおられました。

そこで、平成30年度以降も引き続きさくらボーナスを支給をお願いしたいと思います。

市長の御所見を伺いたと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、30年度以降というお話ですが、30年度については、当初予算に計上しているわけなので、御審議をいただいて、御可決をいただきたいというふうに思っているわけがあります。

この目的は、先ほど申しましたけれども、新規の労働力を掘り起こして、それを毎年期待できる労働力として定着をさせていくということが目的であります。ですから、その定着をしていただくための期間というのは、我々が想定しているのは3年間ぐらいで一つの目的を果たしていけるのではないかと、最低3年間ということで、それをこの事業の一つの区切りと考えているわけがあります。

ほかの市・町にはない寒河江市独自の労働力確保対策事業でありますから、農家の皆さんがこの事業を労働力確保のきっかけの1つに活用して、毎年継続的に来ていただくような良好な関係をこの事業をきっかけとしてつくっていただきたいというふうに思っているのであります。

30年度は予算計上しておりますが、31年度以降どうしていくのかという御質問だというふうに思いますけれども、3カ年のこの実績と申しましょか、事業費の金額が上がってだけでなくて、その労働力の不足がどの程度改善してきたのかというところを十分検証しながら、この事業を継続するかどうかも含めて、我々としては労働力確保の効果的な対策について今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。これがいつまでも継続するという事業ではないということのお話でしたけれども、市民の方は大変喜んでおられるようでございますので、ひとつ今後とも何とか続けられるような、そんな施策

をお願いしたいと思います。

次に、ここ数年のさくらんぼのきは、平年並みかやや良で推移していると思われま。本市でもいろんな事業を展開していただいていることに感謝申し上げるところでございますが、7年前の3・11の地震後は観光客が減っているように感じられます。果たしてさくらんぼの農家の収益はここ数年どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市内のさくらんぼ農家の収益状況について御質問をいただいているわけでありすけれども、さくらんぼ農家の収益状況に絞った統計というのは寒河江市でも行っていないということでありすので、残念ながらそういうことについては把握が難しいということになるわけでありすけれども、その収益状況を推察する一つの資料として、農水省が行っております生産農業所得統計というのがあります。

ただ、これは市町村ごとの産出額が公表されておりませんで、都道府県ごとの作物別の産出額が公表されているということでありす。山形県の桜桃については、例えば平成22年が233億円、平成23年が275億円と、こういうふうになって毎年あるわけですね。飛んで27年が337億円、豊作であった平成28年については、これ確定値ではないものの344億円ということで、今年度29年については、県の試算では340億円を超えるものというふうに言われておりまして、年々増加しているというデータがあります。

震災前と比較しても産出額は増加している実績がありますので、寒河江市のさくらんぼ農家の収益についても同様な増加傾向にあるのではないかというふうに思っています。これは、高齢化などによって栽培面積が減っている中で、生産者の皆さんが高品質なさくらんぼを一生懸命つくっていただいで一丸となって新たな販路

拡大、それから有利販売に取り組んできた成果だというふうに思っています。

ただ、御指摘のとおり、さくらんぼ観光果樹園の入込み数というのは、これはデータがあるわけですが、平成22年が21万人、平成23年が、これは大震災がありましたから、11万5,500人ということでありました。ただ、平成25年には20万1,800人ということで、戻りつつあるようではありましたが、平成27年には17万1,700人、平成28年には20万2,300人に、平成29年には18万5,200人ということで、これはなかなか伸びていないという状況にあります。これは大震災もそうでありすが、バスの事故の影響によって旅行代金の上昇などの要因も深く関係しているというふうに考えております。

そういう意味では、観光さくらんぼ園の来場者数ということについては震災前まで戻っていない状況にあるということが言えると思ひます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

今、市長のほうから答弁がございましたけれども、県のさくらんぼに関する収益はだんだん、だんだんと上がっているということの報告のようでありすので、寒河江市のデータはないということなんですけれども、実際にこういうデータがあるんですから、ふえているんだろうとは思ひますけれども、やはり私が懸念しているのは、さくらんぼに関する観光客が減っている。

私も手伝いには行っておるんですが、肌で感じるすることができます。以前は大型バスがどんどん入ってきたのに、最近ネットで見たとか、乗用車の客が多いということで、何とかこの辺という話でしたけれども、先ほど市長からありましたように、高速での大型バスの事故等々で運転手にもう一人補助がついて、コストが上がってきたというような関係で減っているというふうなことでもございましたけれども、ひとつ、

この質問の最後になりますけれども、さくらんぼ園への観光客を以前のようなにぎわいにするには、いろんな手だてが必要と思うんですが、市長はいかががお尋ねいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市内の観光さくらんぼ園への入り込みについては、先ほど御答弁申しあげましたが、大震災、それからバス事故を起因とする制度の改正などの影響から、なかなか当時の水準には戻っていないということでありませう。

そうした中で、我々としても、例年でありませうけれども、秋から冬場にかけて翌年のさくらんぼシーズンの誘客に向けて団体バスツアーの売り込みのために、周年観光農業推進協議会と一緒に、関西や中部、それから関東を初め、近隣では新潟、福島、仙台などの旅行エージェントへ直接訪問をして、ツアー作成担当者と直接意見交換をしながら、PRをしてお願いをしているところでございます。

寒河江の特徴としては、300の園地からいつでも最良の果樹園を御案内できるというのが特徴でありますから、そういったところを売り込みにしながら、また、先ほどもお話しありましたが、団体向けのさくらんぼの木オーナー制の新企画、さらには、新鮮な手づくり野菜や地元のそばなどの食の紹介、あるいは慈恩寺のPRなど、周遊性も含めたPR活動を展開しているところであります。

最近では、平成28年度より団体予約のバスツアーを対象として、もぎ取りと種吹き飛ばし体験をセットにしたツアーをつくっているところでございます。平成28年度は27本、1,016名の方からそういうのを楽しんでいただきましたが、平成29年度には、寒河江らしいプランだということで好評でありまして、ツアー本数が61本にふえて2,373名の団体客にお越しをいただくなど、2倍以上の受け入れとなったところであり

ます。30年度には団体客に加えて個人の観光客も対象にして、もぎ取りと種飛ばし体験ができるような、そういう企画を検討しているところでございます。

また、これ施政方針でも申しあげましたが、昨年開通した東北中央道の福島・米沢間の日本一長い無料トンネルを活用した観光客の誘致を推進していくということにしておりますし、さらに、新たなターゲットとして、ことしは7月に酒田港へ外国船籍の大型客船が寄港するわけでありませうけれども、酒田港発着の寒河江さくらんぼ狩りのバスツアーをぜひ来ていただくということで誘致をしております。

こうしたツアーの実現によって一人でも多くの観光客を受け入れて、さくらんぼ園はもちろんでありませうけれども、寒河江のにぎわいにつなげていってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

新年会等でよくさくらんぼのことが話題になり、お話をお聞きしますと、皆さん一様に最近東根に一步おくれをとっているのではとの心配です。特にイベントに関しては、寒河江が発祥にもかかわらず、東根にいいとこどりされているのが否めないとお話でした。ツール・ド・さくらんぼはいいよねとの評価もあるようですが、本市はまだPRが不足しているのかなの感がありますので、大いに今後ともPRに努めていただきたいと思っております。

次に、さくらんぼ作業負担安全確保事業費補助金について伺います。

この事業は継続事業でありまして、作業負担軽減と作業の安全を確保するための高所作業車等の導入に対する支援、新たに乗用草刈り機を補助対象に追加し、補助率3分の1、上限20万円といった事業ですが、利用者が何件で、補助金は幾らだったのか、これまでの3カ年の実績

を伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらんぼ作業負担軽減安全確保事業の27年度から29年度までの3カ年の補助件数、補助金額ですけれども、27年度は20件、391万5,000円です。28年度は15件、290万8,000円、29年度は15件、293万2,000円となっております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 27年度の20件を頭にして、あとは15件、15件と余り伸びてはいないようですけれども、15件から20件程度の利用者があるということでございました。

次に、新たに樹木粉碎機、チップーというやつなんですけれども、これを補助対象にできないのかについて伺いたいと思っておったんですが、よくよく調べてみますと、最大処理径13センチメートルで、軽自動車ほどのお金がかかるようですし、使用期間が2日から3日とのことで、補助対象には不向きと思いましたので、あえて補助対象の要望はいたしません。果樹農家の現状を見てみますと、剪定枝の処理に苦慮しているのではないのか。以前であれば畑で焼却することにより無駄な経費をかけないでできたのが、野焼きがだめで罰金を払った人もいるとの話を聞くが、実情はどうか教えていただきたい。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 剪定枝の処理の実情ということでお答えしますが、これ去年の6月の定例会で國井議員の質問でもお答えをさせていただいておりますけれども、剪定枝の焼却については、廃棄物及び清掃に関する法律の規定では、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却として焼却禁止の例外とされているものの、改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能であるとされております。寒河江市でも農事実行

組合を通して文書によって焼却以外の方法での処分をお願いしているというところがございます。

しかし、処分方法については、いまだに焼却による処分が行われているわけでありまして。そのほか、野積みそのまま放置されているというのが大半だというふうに思われます。

なお、野焼きに対する罰金を支払った実例があるかどうかということですが、これは警察本部で非公表ということでありまして、そこは我々が把握し得ないということでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

樹木粉碎機、チップーに関しましては、現在果樹共済関係で貸し出しを行っているとのことをお話をお聞きするんですが、あくまでもこれは共済に入っている方だけでございまして、誰もが使えるというわけではございません。この際、市とJAがタイアップして何台か購入して貸し出すようにできないのかお尋ねしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市政運営の方針、予算の概要でも御説明申しあげましたが、30年度予算におきまして果樹園芸作物等生産振興対策事業に果樹剪定枝粉碎機導入支援事業費補助金を新たに計上しているところがございます。

内容といたしましては、太田議員からも御指摘ありましたとおり、チップー自体の年間の使用頻度というのが大変多くはありませんので、共同利用を前提とした導入補助を想定しております。JAが組合員を対象として貸し出しをするものや、果樹農家がつくる団体で共同利用するためのチップー導入に対して、補助率2分の1、上限額60万円として補助する内容を考えております。

団体対象という補助でありますので、団体の中で果樹剪定枝粉碎機導入時の経費負担や導入後の維持管理や利用のルールなどを検討、調整

していただいて、この補助制度を大いに活用していただきたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。よろしく対応をお願いしたいと思います。

2月13日付の山形新聞に、「先進技術で効率化」と大きなくくりで新聞の2面を飾っていましたが、労働人口が少なくなることが予想される中、産業分野での情報通信技術ICTの活用は欠かせないところです。農業も例外ではなく、高齢化による生産者減少などに対応するため、コスト削減や作業の効率化、省力化は避けて通れないとし、県はことしを「スマート農業普及元年」と位置づけして、技術継承を含め、先進技術の活用を加速化させる。

具体的には生産者のスマートフォンを活用した4つの実証を予定しているとのことで、実証の1つは、水田の水管理で米づくりでは気温の変化、稲の生育状況に合わせた水の出し入れが重要で、取排水の栓のあけ閉めをスマホで遠隔操作で行う。

もう一つの実証は、病気の発生が懸念されるスイカや果樹で園地に気象センサーを置き、病気が発生しやすい状況になった場合、スマホに情報が届くことにより、的確なタイミングで防除が可能になるとのことで、具体的な実証現場の選定はこれからのようでありませけれども、先進技術の活用は本県農業の発展に欠かせないと結んでありました。

私も大型農業を行っている方からお話を聞くことがよくありますが、水揚げは上がったが、使うお金は一緒とお話をよく耳にします。さくらんぼも同じことで、畑をふやしたからもうかるというものではないようです。何とかコストを下げる工夫を考えないと、本市のさくらんぼが危機に陥るのではとの心配があるのですが、市長の考えをお聞かせください。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらんぼ栽培におけるコスト削減についての考え方でありませけれども、さくらんぼに限らず、あるいは農業に限らず、最小のコストで最大限の収益を得るというのは、全てのさまざまな事業において基本的な考え方だというふうに思います。

もちろんさくらんぼ農家の皆さんも事業経営者でありますから、経営者としてさまざまな経営判断のもとに経費の削減であったり、独自の販売先の確保といった取り組みを鋭意していただいているわけでありませ。

おっしゃるように、ICT等を活用したスマート農業については、基盤整備が進む水稻などの土地利用型作物の場合はトラクター、コンバインなどの農業機械をGPS機能やAIなどによって自動走行して作業を省力化させたり、栽培面積を拡大しようとする取り組みが進められていこうというのを聞いているわけでありませ。

また、山形県においても、さくらんぼの収穫ロボットの研究を進めていると、始めていると聞いております。ただ、まだ残念ながら実用段階には達していないという状況であろうかというふうに思います。

御案内のとおり、さくらんぼ栽培については収穫作業においても、それから箱詰め作業においても、人力というんですか、人の手による繊細さが求められる分が大変大きいわけでありませ、機械化によって一気に作業負担の軽減、あるいはコストダウンを図っていくということとはなかなか現実的には難しい部分が多いのではないかと考えております。

しかしながら、機械化できる部分についてはできるだけ機械化をするということで、人件費の削減と作業負担の軽減につながっていくものだというふうに考えて、そういう部分がまだ残されているのではないかとというふうにも思っています。

寒河江市では、これまで普及支援を進めてき

た高所作業車あるいは乗用草刈り機に加えて、さくらんぼ農家の皆さんからのアンケート調査などをもとにして、30年度から新たにさくらんぼの選果機をさくらんぼ作業負担安全確保事業費補助金の対象に加えて、これにより収穫後の選別作業の軽減や人員削減に資するものだというふうに考えているところであります。

さらに、御指摘のようなさくらんぼ栽培によるICTの活用についても、いろんな情報収集を努めながら検討していく必要があるというふうに考えております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。本市の基幹産業の1つでもありますさくらんぼがこれからも活気あるものになるように、ハード面、ソフト面で御指導をお願いして、この質問は終わります。

次に、米の減反政策廃止について伺いたいと思います。

国では、減反政策を廃止するとのことだが、過去に米の減反政策に至った経緯を調べてみますと、京都大学の先生が指摘しているところですが、米食民族と言われる日本人にとって米を実際の主食とすることは有史以来の宿願でありましたが、昭和40年代初頭には、肥料の投入や農業機械の導入などによって生産技術が向上したこともあり、ようやく米の自給が実現でき、名実ともに主食となりました。

しかし、そのときここにアメリカの小麦戦略は見事に成功をおさめ、学校のパン給食や栄養改善運動などによって日本人の食事の欧風化が進行し、米離れに拍車がかかっていました。そして、米の余剰が発生、食糧管理制度は経営状態の悪い家庭にも入るし、買い取り価格よりも売り渡し価格が安い逆ざや制度であったことから、歳入が不足し、赤字が拡大しました。

国内各地で生産拡大へ向けての基盤整備事業が行われている最中、政府は新規の開田禁止、

政府米買い入れ限度の設定と自主流通米制度の導入、一定の作付面積の配分を柱とした本格的な生産調整、1970年に開始しました。八郎潟の干拓事業によって誕生した秋田県大潟村の入植は1967年に始まったばかりでありましたが、この年の入植を最後とし、以後の入植者の募集は取り消されました。

生産価格代のための基盤整備事業が行われている最中の生産調整の導入であり、大潟村の既入植者が生産可能面積の取り扱いをめぐる長年にわたり国と対立するなど、稲作農家の意欲低下、経営の悪化につながるとして強い反発が各方面でありました。

生産調整の導入以降も生産拡大へ向けての基盤整備事業の効果があらわれ始めたことや、生産技術が向上したことにより、単位面積当たりの生産量は増加し、また農家によっては米を引き続き栽培するためにやむを得ず転作を受け入れるという立場をとる者もいましたが、多くは積極的に転作に取り組むことによって農業構造の転換を図ろうとしました。

水稲の作付面積は、1969年の317万ヘクタールをピークに、1975年には272万ヘクタール、1985年には232万ヘクタールに減少、生産量も1967年の1,426万トン、1975年には1,309万トン、1985年には1,161万トンに減少しました。さらに、1985年と1994年のそれぞれ凶作により米の緊急輸入があった翌年を除いては一貫して生産調整の強化を続け、1995年には作付面積211万ヘクタール、生産量1,072万トンに、2000年以降は作付面積170万ヘクタール、生産量900万トン程度を推移し、作付面積は半減、生産量は60%になりました。

一方で、米の消費量減少には歯どめがかからず、日本人1人当たりの年間消費量は、1990年代後半にひとりの半分以下の60キログラム台に落ち込みました。2013年11月23日、第2次安倍内閣で、2018年で減反政策は終了すると発表

されましたが、私には減反政策が終了するという
ことで懸念されるのは、市場に米があふれて
米価の下落に拍車をかけるのではとの思いが強
いのですが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 減反政策が終了するというよう
な報道がなされているわけでありませけれども、
正確にはこれまで国が米の生産数量を、目標を
配分してきた仕組みをやめるということござ
います。国は、これまで同様に需給バランスの
予測をして、生産地へ情報提供を行うとともに、
減反作物に対する交付金を継続をして、各産地
が需要に応じた米生産を推進することで米価の
安定を図っていききたいというふうにしているわ
けであります。

しかしながら、国がある程度の強制力を持っ
て生産数量の配分をしてきたことで、米価の維
持・安定が図られてきたというのも事実でござ
います。そういう意味で、平成30年度、大きな
米政策の転換の時期であるわけであります。米
価の動き、あるいは、さらには各産地の動向な
どを注意深く見守っていかねばならないとい
うふうに考えております。きょうの新聞など
でも全国の状況など、取り組み状況なども記事
としてありましたが、我々としては引き続き注
意をしながら、適切かつ必要な対策を検討し
てまいりたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 国が生産量の上限を示す減反政
策がこととして終了した後も、ただいまありま
したように、45都道府県で生産量や作付面積の目
安、参考値を独自に示す見通しで、産地の自主
性を高めるための減反廃止だが、ほぼ全国で一
定の枠が存続することになるとの報道がありま
した。

目安は主に各都道府県にある農業再生協議会
がつくることになるようでありまして、山形や

富山、宮崎など13県は、農家など生産者ごとの
数値まで示す方針だとの回答があったとのこと
で、山形としては生産数量目標を生産者ごとに
配分した減反政策と同じ対応になるとの報道で
ありましたけれども、本市では具体的にどのよ
うに取り組まれているのかお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県の対応などは太田議員の御指
摘がありました。県において去年の12月15日
に開催された山形県農業再生協議会臨時総会に
おいて、数量ベースでの県及び各市町村の生産
の目安が協議、決定をされまして、具体的な作
付面積ベースの生産の目安については、12月21
日に開催された米政策関連施策に関する県及び
地域農業再生協議会会議において示されている
ところであります。

それを受けて、寒河江市の農業再生協議会に
おいて、去る2月13日に通常総会を開催をして、
県の農業再生協議会が示す生産の目安に基づく
需要に応じた米生産の実施方針と各稲作農家へ
の生産の目安の配分方法などについて決定をし
たところでございます。

その後、2月16日付で、寒河江市農業再生協
議会と寒河江西村山農業協同組合の連名で各稲
作農家へ、生産の目安として生産数量と面積換
算値などを通知させていただいているところで
ございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

本市の米づくりの技術は、長年の研さんを重
ね、つや姫は、ここにブランド化をなし、本県
を代表する品種になっていますし、一方、はえ
ぬきは、ふるさと納税の後押しもあり、在庫が
底をついたとの報告などもあり、そこそこでは
ありますが、米農家にとりましては安定した経
営がなされているようです。

ただ、米づくりだけで食べていくことは非常

に大変です。2月16日から17日の2日間の日程で、無党派で新潟の南魚沼市を視察させていただきました。皆様も御承知のように、ブランド米のコシヒカリで有名な市です。5キロで4,200円ほどで販売していました。南魚沼市の農家の方は大変もうかっているんだろうなという思いで質問をいたしましたところ、もうかってもいないし、後継者も育っていない。幾ら田んぼをふやしても使えるお金は一緒との答弁でございました。

冒頭で申しあげた県の事業、スマート農業などを参考にされ、本市農業発展のために頑張っていたいただきたいと思いますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の農業については、寒河江川の清流、清らかな水、そして最上川、寒河江川に挟まれた肥沃な土壌ということで、恵まれた自然環境にあるわけでありまして、また、農家の皆さんの非常に勤勉、たゆまぬ努力によって品質の高いさくらんぼなどの果実、つや姫、はえぬきなどの米などが全国的に誇れる農産物になっているんだというふうに思っているところであります。

ただ、一方で、御案内のとおり、農業者の皆さんの高齢化、あるいは後継者不足などの多くの課題を抱えていることも事実でございます。そういった課題を克服して寒河江市の農業がこれからも発展をしていく、そういうためにはどういった方策を、取り組みを進めていかなければならないかというのが我々の使命だ、そういうことを考えていくのが我々の使命だというふうに思っているわけでありまして。

先ほど来申しあげておりますとおり、1つの課題はコストをいかに下げて、おっしゃるようなもうかる農業を展開をしていけるのかどうかということでありますので、そういった意味で、御指摘のICTなどを活用したスマート農業な

どの取り組みもやっぱり検討していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

ただ、現実的にはまだまだそういった先進的な農業というのは発展途上にあるんだというふうに思いますので、これからも我々としても情報収集に努めながら、また、農家の皆さんと情報を共有し、一緒になって研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

続きまして、最後の質問になりますけれども、新規就農者等育成推進事業についてお尋ねをいたしたいと思っております。

農業の担い手不足解消のための新規就農者支援、農業次世代人材投資事業交付金、旧青年就農給付金の支給、45歳まででございますけれども、施設整備に対する補助、海外研修への補助、昨年度から定住促進支援の家賃補助や営農指導支援なども実施しており、農業を始めたい皆さんを応援するためにいろんなサポートの形態があるようです。

就農前に研修する方への支援としては、ア、農業次世代人材投資事業準備型として、就農前の研修を後押しする資金、年間150万円（2年以内）を交付する。独立自営で農業を始める方への支援としては、新たに農業を開始する青年等の就農計画を市町村が認定する制度で、農業次世代人材投資事業経営開始型や無利子資金制度のほか、新規就農者が経営体育成支援事業等を活用するためには、認定新規就農者となることが必要になります。

イとしては、農業次世代人材投資事業経営開始型、認定新規就農者になると受けられる制度で、年間最大150万円（5年以内）を交付します。

ウとして、新規就農者向けの無利子資金制度は、就農に必要な機械、施設の取得等のための資金について無利子貸付を行っています。

エ、経営体育成支援事業は、農業機械や施設等の購入費に対する補助を行っています。また、経営所得安定対策としては、27年からゲタ・ナラシ対策の交付対象者に、農業経営基盤強化準備金の対象にも認定新規就農者が加わっております。

オとしましては、農業経営継承事業は、後継者のいない優良な農業経営を新規就農希望者へ継承する取り組みを支援しています。

これらの支援事業を利用する方に交付要件があると思いますが、どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 交付要件について御質問ですが、一つ一つお答えをしていきたいというふうに思いますけれども、最初に、農業次世代人材投資基金について、御指摘のとおり準備型と経営開始型というのがあるわけでありまして。

準備型は就農前の研修を後押しする資金であって、県農業大学校や先進農家、先進農業法人等で研修を受ける就農希望者が該当しております。研修を修了し、就農後5年以内に親元の就農者は経営の継承、それから独立自営農業者は認定農業者または認定新規就農者となる必要があるという条件があるわけでありまして。

それから、経営開始型は就農直後の経営確立を支援する資金となっているわけでありまして、独立自営就農または新規参入同等の経営リスクがある継承者で、農地の所有権または利用権を有し、市が認定する認定新規就農者と認められるとともに、人・農地プランの中心となる経営体と位置づけられる必要があるということになっております。いずれも、就農予定時または就農時の年齢が原則的に45歳未満の要件というふうになります。

それから、青年等就農資金については、新規就農者へ無利子で貸し付ける資金でございます。融資の限度額は3,700万円となっております、市が

認定する認定新規就農者が該当になるわけでありまして。この認定新規就農者というのは、5年分の青年等就農計画を策定した者を、指導農業者等がメンバーとなっている認定審査会によって適正と認められた場合、市が認定するというふうになってございます。

それから、経営体育成支援事業については、人・農地プランにおける地域の中心経営体であることが要件となりますが、新規就農者は優先的に採用されることになっております。

ゲタ・ナラシ対策については、認定新規就農者であれば加入ができるというふうになっております。

それから、農業経営基盤強化準備金制度については、個人の場合、所得税の確定申告において青色申告を行うことが要件となっております。

それから、農業経営継承事業については、経営移譲者の家族からの同意が必要だというふうになっております。

そして、新規就農者定住促進支援事業については、市外からの転入者で、将来にわたり本市に在住し就農する45歳未満の認定新規就農者等が要件となっているところでございます。

以上であります。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

ちょっと時間が押してきましたので、はしょってまいりたいと思います。ここ何年かの利用件数と金額をお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 農業次世代人材投資資金の就農開始型については、27年度は16件で2,287万5,000円、28年度は15件で2,175万円、今年度は14件で2,025万円の見込みとなっております。

また、準備型については、県が直接交付しておりますので、寒河江市では把握しておりません。

また、青年等就農資金についても日本政策金

融公庫からの資金でありますので、利用内容については不明であります。

経営体育成支援事業については、近年の事業採択はありません。

ゲタ・ナラシ対策については、ナラシ対策に27年度から28年度まで1名の方が認定新規就農者として加入しております。

農業経営基盤強化準備金制度については、東北農政局が直接担当しておりますが、本市における利用実績はありません。

農業経営継承事業については、県農業会が直接担当しております。本市における利用実績はないということであります。

新規就農者定住促進支援事業については、28年度から開始をし、本年度末まで住宅支援が延べ6名、営農支援が延べ2名に交付しており、計92万2,000円の見込みとなっております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

新規就農者等に対する育成推進事業の中には、市の単独事業もあると聞いておるんですけども、どういったものか教えてください。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市の単独事業として行っているのは、新規就農者定住促進支援事業及び担い手新規就農支援事業であります。

新規就農者定住促進支援事業は、住宅支援と営農支援を行っております。住宅支援については、賃貸借住宅の家賃月額額の2分の1で月4万円を上限として、光熱水費として月5,000円を合算して5年間交付するものであります。営農支援については、新規就農者の営農指導者に対して年間5万円を2年間交付するものになっております。

それから、担い手新規就農支援事業については、施設整備等支援事業と農地集積支援事業、海外研修支援事業の3つの事業によって新規就農者を支援する事業となっております。

施設整備等支援事業については、農業経営に必要な機械、施設、基盤整備等に係る経費を2分の1の補助率で支援するものでございます。農地集積支援事業については、経営規模拡大を支援するため、10アール以上の農地を5年間以上賃貸借契約した場合に、契約から2年間の賃借料を2分の1の補助率で支援するものでございます。それから、海外研修支援事業については、新規就農者から海外の先進的な農業に触れていただくことで、見識を広め、将来の本市農業を担う人材を育成するため、20万円定額で支援を行っているものでございます。

以上であります。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

この制度を利用した方はきっと農業に憧れ、大きな希望を持って就農されたと思うのですが、本市で農業を営んでいる先輩たちからよく言われるのですが、制度を利用した方の中には、本当にこんなやり方で飯が食えるのか心配しているとの声も聞かれますが、実際に経営として成り立っているのかお聞きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今年度からその名称を変更された農業次世代人材投資資金というわけではありますが、内容も一部改正されて、経営開始型の交付対象者には経営技術、資金、農地のサポート体制整備が必要となって、1名につき指導農業士等の専属サポーターを4名依頼をして、サポートチームとして現地訪問と就農状況を確認、それぞれ年2回、合計年4回のサポートを行う体制をとっているところであります。

また、交付対象期間、2年目終了時に行われる中間評価会において、評価が低いと判断された場合は交付停止となる制度となったところであります。これまで平成24年度から経営開始型の交付は25件ございました。そのうち、病気死亡による交付中止が1件、家庭の事情による交

付休止が1件ございましたが、評価が低いため
交付が停止した例はありません。

また、交付が終了した就農者についても、終
了後3年間は就農状況の確認を実施しており、
個人差は見られるものの、おおむね適切に取り
組んでいるものと把握しており、その後も離農
したという報告も受けてはおりません。

新規就農者が希望を持って農業を継続できる
よう、時には地域の先輩農業者から積極的にア
ドバイスをしていただくなど、今後とも温かく
見守っていただきますようお願いしているところ
でございます。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

今ありましたように、新規就農者を受け入れ
るのは大いに結構なことだとは思いますが、定
着してもらうには経営的に成り立ってもらわな
いと困るわけです。例えばさくらんぼ畑50アール
をつくって、栽培技術もない、販売面でも御
飯が食えるのかと考えたときに、育成が非常に
心配です。

J A、山形市の取り組みで、「山形セルリ
ー」農業みらい基地創生プロジェクトを立ち上
げ、新規就農者に土地、ハウス等を貸し与え、
年に2回収穫するのだそうですけれども、これ
なんかは同じ作物を同じ場所で栽培するわけ
でございますので、お互いが切磋琢磨してやっ
ていけるのではと思いますが、市長の見解をお聞
きしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 山形セルリーの農業みらい基地
創生プロジェクトでありますけれども、おっし
ゃるように、新規就農者同士が同じようにリース
で借りたハウスで、同じ作物を栽培するとい
うことでありますから、安心感というメリット
のある反面、制約が多いと思われることから、
被雇用者的な農業になってしまうというデメリ
ットがあるのではないかというふう感じてお

ります。

寒河江市におきましては、新規就農者の確保、
育成を目的として、平成27年度から指導農業士
や農業委員会、県農業技術普及課、J Aなどで
構成する新規就農者支援育成協議会というもの
を立ち上げているところであります。

この協議会では、東京や仙台で開催される新
農業人フェアで就農希望者への勧誘などを行っ
たり、また若手農業者での園地での就農体験ツ
アーを開催するなど、新規就農者の掘り起こし
を行っております。

また、新規就農者相談会というものを開催を
して先輩の方から事例を発表してもらったり、
またアドバイスなどの機会をいただいて連携を
強化するという対策も講じているところであり
ます。

その新規就農者の育成方法については、おっ
しゃるようなJ A、山形市で実施しているリース
農場方式などについても、いろいろ調査をさ
せていただいて、より効果的な方法などにつ
いても、今後研究をしてまいりたいというふう
に感じております。

○内藤 明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

若い方々が大きな夢を抱いて取り組んでおら
れるわけでありますので、ぜひ本市に定着して
農業をやってよかったなと思っていただけるよ
うに、今後の指導をよろしくお願い申しあげま
して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

佐藤耕治議員の質問

○内藤 明議長 通告番号2番、3番について、
3番佐藤耕治議員。

○佐藤耕治議員 寒政・公明クラブの佐藤耕治で
ございます。

寒い冬も間もなく終わり、暖かい日が待ち遠

しいこのごろでございます。ことし1月から2月にかけての寒波が全国各地に大雪をもたらしました。当市においても1月25日に寒河江市豪雪対策連絡本部が設置されました。さらに、農業被害も発生しており、雪解けが進むにつれ果樹の雪折れが心配されます。

ところで、私ごとではありますが、毎年の慈恩寺への初詣もことしで40年になります。毎年参拝を終えて願い事を託し鐘をたたきます。南方を見おろすと、寒河江川と高松地区、寒河江地区が目に入り、自宅も見える絶景であります。また、幼少時代には、慈恩寺境内周辺にて鬼ごっこをしたり、さらには三重の塔に何度か登ったこともありました。懐かしく思い出の場所があります。寒河江市は、北に慈恩寺、南に愛宕神社があり、寒河江地域が自然災害から守られていると信じております。

さて、平成26年10月に慈恩寺旧境内が国の史跡に指定されました。全国に誇れる貴重な文化財として認められ、今後その価値の保存と活用を図るため、整備が進められていると聞いております。

ことし1月には史跡慈恩寺旧境内基本計画整備計画案が提示されており、国に認められた慈恩寺境内の価値を広く発信し、訪れる人にその魅力を十分に伝え、全国や世界に慈恩寺のファンをふやし、ひいては寒河江市に訪れる観光客のさらなる増加を期待するところであります。また、今後行われる整備については、地元住民の深い御理解をいただきながら進めていくものと思っております。

このたびの一般質問では、史跡慈恩寺旧境内基本整備計画について質問させていただきます。さらに、地域農業の推進について質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

通告番号2、国史跡慈恩寺旧境内の整備についてお伺いたします。

史跡慈恩寺旧境内基本計画の方向性について、

昨年10月に厚生文教常任委員会では、福井県勝山市の国史跡白山平泉寺旧境内整備事業についての行政視察に行っていました。白山平泉寺は、緑のじゅうたんを敷き詰めたようなコケが一面に広がっており、それは見事でありました。ガイダンス施設を訪れる方々へ、駐車場や食堂、土産店、農産物直売所が一円に整備されており、さらに散策通路も整備されており、散策途中にトイレも設置されておりました。

(1) ガイダンス施設の整備についてを伺いたいと思います。

初めに、市長におかれましては、先日、史跡陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設を視察されたということですので、市長の御所見を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先般、仙台市若林区にあります史跡陸奥国分寺・尼寺跡のガイダンス施設を視察をしてまいりました。この陸奥国分寺は、大正11年に、そして陸奥国分寺尼寺は、一部は昭和23年に国史跡に指定されております。そして、昭和30年代以降、発掘調査、それから中心伽藍部分の環境整備が実施されてまいりましたが、平成24年度に史跡陸奥国分寺・尼寺跡整備基本計画というのが策定されて、新たな整備事業を行うということになったそうでございます。

そして、昨年7月にオープンしたこのガイダンス施設であります。木造の平家建てで、史跡の歴史や文化財などについて来場者にわかりやすく解説するためのパネル解説、あるいは出土品の展示などを行っております。また、歴史の学習体験・体感の場として活用していくということで整備されたと聞いているところであります。

ガイダンス施設の規模自体はそれほど大きいものではありませんでしたが、ボランティアガイドの方が常駐をされて、来館者に対して丁寧な説明がなされている状況でございました。オ

オープンしてから半年で約1万人の方が来館されたと聞いているところであります。

慈恩寺に整備予定のガイダンス施設についても、ぜひ多くの来館者が訪れるような、そういう施設になればと思っております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 市長におかれましては、史跡陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設を上回る立派な史跡慈恩寺旧境内整備計画を描いているのだと思っております。ぜひ一度平泉寺のほうにも足を運びながら視察していただければ幸いと存じております。

次に、ガイダンス施設の整備のスケジュールについてお伺いいたします。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 お答えいたします。

ガイダンス施設整備のスケジュールということですが、まず、平成30年度、来年度になるわけですが、30年度には本体工事と展示工事の基本設計を行います。施設の概要というものを固めて、平成31年度に本体工事と展示工事の詳細な実施設計を予定しております。現時点では、平成32年度、33年度の2カ年で本体の建設工事、展示工事、そして外構工事に順次入る予定で計画をしているところであります。

ガイダンス施設を含めた史跡整備につきましては、文化庁の補助を受けての事業ということになりますので、県の指導を受けながら文化庁と協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 次に、用地の確保についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 お答えします。

ガイダンス施設の建設用地につきましては、慈恩寺活性化センターの東側の農地を予定しております。平成30年度に、来年度に市長部局を

通して寒河江市土地開発公社に買収を委託いたしまして、平成31年度にその土地を開発公社が造成した後、市に買い取ってもらう計画をしております。面積は、駐車場等の用地も合わせて約6,200平方メートルと予定しております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 6,200平方メートルということで、さまざまな建物等も建てる中で十分かどうかというのは、これからまた続いてお聞きしたいと存じますけれども、よろしくお祈りいたします。

続いて、ガイダンス施設の規模と構造等の概要についてをお伺いいたします。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 お答えいたします。

まず、ガイダンス施設の規模につきましては、今回の整備基本計画、現在は案の段階でありますけれども、これでは事務室や会議室等のいわば管理運営部門、それから常設展示あるいは特別展示を行う展示情報普及公開部門、そして講座や体験学習等を行う学習部門、それからロビーや総合案内等の教養部門、そして資料保管等の調査研究部門という、この5つの部門につきまして、それぞれ必要な面積を想定いたしまして、約1,000平方メートルとしたところであります。

これは、この施設の規模というものについては、あくまでも大枠を示したものでございますので、今後、より具体的な施設の活用方法等を検討して、文化庁等の指導を受けながら決定をしてみたいと考えております。施設の構造については、鉄筋コンクリート造り平家建てを想定しております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ありがとうございます。

続いて、ガイダンス施設の整備についてお伺いしますが、今、日本全国でさまざまな取り組みがなされている中でも、現在、大阪のユニバーサル・スタジオ・ジャパンの最新技術、4K

3Dでかつてない臨場感に進化していることや、さらには、現在大変人気を呼んでいる長崎県ハウステンボスなどの最新技術が使用されています。当慈恩寺についてはどのようなガイダンス施設の設備について伺いたいと思います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 お答えいたします。

ガイダンス施設というのは、御案内のとおり史跡の概要というものをわかりやすく説明いたしまして、史跡の価値を伝えるという案内施設ということでございます。テーマパーク等では最新技術を駆使したアトラクション等が大変人気を呼んでいるようでありますけれども、史跡のガイダンス施設においても、最新の技術を利用した映像等の設備も必要になってくるものと思われま。

また、パネルによる解説、模型等の展示、そういったことも含め、従来の展示方法と最新の技術を組み合わせて、さらにボランティアガイドの活用等のソフト面もプラスして、よりよいガイダンス施設の設備になるようにしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 本日に日進月歩、さまざま本日に設備が進んでいる状況下でございます。その中でも、私が考えるに、施設内のWi-Fi整備、映像モニター、8Kの大型パノラマ、移動式タッチパネル方式、体験学習コーナー、展示コーナー、人感センサーによる光と音のおもてなしの説明、人工知能による案内、歴史、文化、生活の情報説明、さらには、史跡探訪の魅力説明、年代別による国内外の史跡の案内、国内の寺院、坊のあれこれ、史跡からのクイズダービー、さらには一人一人ができる占いコーナーなど、さまざまなことが考えられると思っております。日本一のガイダンス施設こそが集客力アップにつながるのではないかと考えているところでございます。

次に、ガイダンス施設の利用者の駐車場の規模と駐車台数について伺いたいと思います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 駐車場の規模と台数についてお答えを申しあげたいと思います。

ガイダンス施設の利用者の駐車場といたしまして考えているのは、隣接する第2駐車場と合わせますと、面積約5,400平方メートルで、普通車両用として100台程度、それから大型車両用として16台程度、身障者用として4台程度を現在、想定して配置する予定と考えております。

○内藤 明議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時といたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員。

○佐藤耕治議員 次に、観光周遊ルートについてお伺いしたいと思います。

本堂参拝へは、現在は、慈恩寺活性化センター内第2駐車場から徒歩で上るケースと自動車や観光バスで第1駐車場まで向かうケースがあります。バス運行には車道が狭く往来に苦慮し、車の制限が必要となると考えますが、このことについて御所見を伺います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 それでは、車の制限についての御質問でありますので、お答えしたいと思いますが、現在、慈恩寺本堂方面へは大型バスが通れる道路といたしましては、1つには田沢川方面から上るルートがございます。それから、2つ目は箕輪方面から上るルート、この2方面のルートがあるわけでございます。この2つのルート以外にも何本かの道路がございますけれども、いずれも道幅が狭くて、主に地元の方が利用する道路ということになっているようであります。

現在でも慈恩寺舞楽などのイベントの場合には、一方通行等の通行規制を行っておりますけれども、今後、自家用車での参拝客や大型バスの大幅な増加というようになった場合、そういう状況になった場合、何らかの制限を設ける必要が出てくることも予想されると考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 大変道路が狭く往来に苦慮するという点でもありますけれども、一方通行そのものが住民にとっての足かせにならないような配慮もしていただきたいと存じます。

次に、第2駐車場からの交通弱者への交通手段等についてお伺いしたいと思います。

これまでのさまざまな観光地、そして山に向かうものを視察、見学等いたしましたところ、カート、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、シャトルバス、自家用車とさまざまな手段があると思っておりますけれども、このことについて御所見を伺います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 交通弱者の方の交通手段ということの御質問ですが、慈恩寺本堂への参拝客につきましては、本堂近くにありますが第1駐車場を自家用車とか観光バスで利用する方が大半を占めているのが現状でございます。

今後、参拝客が増加するという状況になった場合、狭い車道とか、限られた駐車台数の駐車場、大変混雑を招くことも予想されるわけがあります。したがって、ガイダンス施設の建設に合わせまして、参拝者については、原則としてガイダンス施設の駐車場を利用してもらうようなルールの整備を図ってまいりたいと考えております。その上で、高齢者施設や障がい者施設の専用車両等については、第1駐車場を利用してもらうなどの工夫をすることができるのではないかと考えているところであります。

また、ガイダンス施設は参拝客の方が慈恩寺

を見学する前に立ち寄っていただいて、そして慈恩寺の歴史や見どころを事前に学ぶ場所というふうに位置づけるとともに、あわせてガイダンス施設と境内を結ぶ参拝ルートを確立いたしまして、徒歩による参拝客をふやす方策に力を入れてまいりたいと考えております。

なお、徒歩での参拝が難しい方には、例えば第1駐車場の利用を許可するというような方法とか、ガイダンス施設の駐車場から本堂近くまで往復する小型のシャトルバスのようなものを運行するという検討も必要なのではないかと考えております。具体的な対応策につきましては、今後研究を進めてまいり所存でございます。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 交通弱者に小型のシャトルバスを運行するという点で、本当に丁寧に子供からお年寄りまで交通弱者のために行っていただきたいと存じます。

次に、修験の道の散策についてお伺いしたいと思います。

修験の道ウォーキングは、現在、年2回修験コースが実施されておりますが、今後の整備について伺います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 お答えいたします。

慈恩寺修験の道ウォーキングというのは、国史跡の指定された翌年になりますけれども、平成27年度から実施をしているわけでございます。平成27年度には三の宿と言われる、いわゆる山業地区内だけでございましたけれども、その後は本堂裏山の一の宿から三の宿までをコースとしておりまして、荒天の場合は中止をすることにしてはしておりますが、これまでは天気に恵まれて、毎年実施をしているところでございます。

この修験の道ウォーキング、これは悠久の里慈恩寺運営委員会というところに委託をしております、事前に倒木の確認とか草刈り等をし

ていただいております。当日は急な坂にはロープを張ってつかまりながら上り下りをするというふうにしたり、山業地区の剣天上あるいは亀の子岩等の狭いところがございますけれども、こういったところは人数を分けて登ったりということで、安全の確保に努めているところでございます。

また、参加人数は1回につきまして20人という定員を設けて、案内人や警護人についていただきまして、事故防止に留意をしているところであります。山業地区に限りませんけれども、来跡される方の安全の確保、あるいは史跡を守るためにも石段や土砂崩れの修復、手すりの設置等の整備をしていく予定であります。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 安全にウォーキングできるように私からもお願いするところでございます。

次に、来訪者のための休憩施設について伺います。

最初に、休憩スポットとしての仁王門前の整備並びに仁王坂道の展望休憩所の整備について伺います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 休憩所の整備についてお答えしたいと思います。この休憩所の整備につきましては、史跡の散策にはぜひ必要なものであるというふうに考えております。

佐藤議員から今2カ所の整備について御質問があったわけですが、まず仁王門前のことにつきましては、史跡の中核である慈恩寺本堂境内地の前に位置するということでございます。元蓮池であったことが知られております。この場所への休憩所の設置というのは史跡指定の基礎となる江戸期の慈恩寺の姿に調和するのかどうかということも検討する必要があると思われま。

それからもう一つ、仁王坂展望休憩所ということにつきましてはありますが、史跡活用の主

要動線であります仁王坂コース途中に位置するところでございます。仁王坂を上り切ったところにあります平場というんですか、あそこは元公民館があったところでありまして、跡地でありますけれども、ここからの展望というのは大変よいところでありまして、休憩所に適する場所であるなというふうに思っております。しかしながら、史跡の整備としては史跡指定の範囲外に位置するということから、これも文化庁と協議をしながら検討を進めていかなくてはならないものと考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 休憩所は本来に来訪者のための大切な場所でもありますので、検討を重ねていただきまして、よりよい休憩所をしていただきたいと思っております。

次に、広域にわたる史跡である上に、トイレの箇所が整備が必要と思っておりますので、これについてお尋ねしたいと思います。

○内藤 明議長 草苺教育長。

○草苺和男教育長 お答えをいたします。

トイレの整備ということでございますが、現在、御案内のとおり第1、第2駐車場及び事務所の合わせて3カ所にトイレがあるわけですが、史跡内が御指摘のとおり広域でありますので、ゆっくり散策して楽しんでいただくためにも、トイレの整備というものが必要であると考えております。

しかし、トイレの整備ということになりますと、水道や排水施設というものの確保が必要でありますし、史跡内であれば発掘調査ということも必要になってくるということから、どこに設置するか、その設置場所等につきまして、今後いろいろと検討をさせていただきたい、検討課題とさせていただきたいと思っております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 本当に広域であるために、私もトイレのことでは、山王台に登ったときに大変

見晴らしがよく、そして展望するにはもってこいだなと思うと、やっぱり30分、1時間ほど休憩したくなる場所でもありますので、ぜひ、史跡の中でトイレの建設にはなかなか国のほうでオーケーを出すのが難しいと思いますけれども、ぜひ山王台に検討していただきたいと思っていますところでもあります。

次に、寒河江市の観光として知名度のあるチェリーランドをしのぐにぎわいを史跡慈恩寺旧境内整備事業に期待したいところでもあります。観光と交流人口をどのように考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市政運営の方針の際にも申しあげましたが、寒河江市の最重要課題の1つ、人口問題があるわけでありまして、これまでさがえ未来創成戦略及び人口ビジョンを策定をして、現在、鋭意対策を講じているのは御承知のとおりであります。

社会動態の一部でその成果が見えてきているわけでもありますけれども、しかしながら、全国的に、また県全体として人口減少が進んでいる中でありまして、現実的に人口の問題を解決していくには一朝一夕で改善していきけるというふうにも我々は考えておらないわけでもあります。

そうした中で、地域の活性化、さらには経済の循環を好転させていくということを考えますと、やはり寒河江を訪れていただき、よさを知っていただき、いわゆる交流人口を拡大していくことが大変重要な取り組みだというふうに認識をしているところでもあります。

とりわけ観光が最も有効な手段の1つというふうに認識をしているところでありまして、国史跡指定の慈恩寺については、寒河江を代表する重要な観光資源の1つになっているわけでありまして、これまでも全国的な観光キャンペーンに合わせて秘仏公開をしたり、また山寺、それから天童若松寺と連携した出羽名刹三寺まい

りなどということで、慈恩寺の魅力を全国に発信をしてきているわけでもあります。

ガイドンス施設の整備ということを進めていくには、慈恩寺についての情報発信はもちろんでありますけれども、御当地ならではのいろいろな体験メニューでありますとか、食を提供する、そういう少し商業的な部分なども考えていかなければならないというふうに思います。

また、慈恩寺の蓮でありますとか、彼岸花とか、さらには、もう名物になってまいりましたが、冬の花火などもそういう観光素材などをさらに有機的に結びつけて、魅力ある慈恩寺エリアとして創設されるようにしていかなきゃならんというふうに思います。

そういう意味で、できれば訪れた人が大変印象に残る、あるいは印象に残るだけでなく、できれば我々としては滞在に結びつくような、そういう意味での観光地づくりというものを目指しながら交流人口の拡大をつなげていければというふうに思っているところでもあります。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 さくらんぼと同じように、そしてチェリーランドを上回る観光を期待していると私も承知しております。同感でございます。その中で、観光誘客による経済の活性化を図るには、ただいま市長から言われたように、商業施設が重要かと思えます。やはり休憩所や土産品販売所機能を持った商業施設が重要と考えますが、ガイドンス施設と同時に進行していくこそが観光の経済効果が得られるのではないのでしょうか。市長の御所見を伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ガイドンス施設の整備計画のスケジュールについては、先ほど教育長のほうから答弁がございましたが、建設工事については平成32年度及び33年度の2カ年ということを目処に予定させていただいております。また、具体的な施設の規模などについては、これから鋭意検討

していくということで先ほど答弁させていただきましたが、御質問の商業施設の整備の時期ということでありますが、我々としてはガイダンス施設と同じような利用開始、同じ時期に利用開始になるように進めていくことが望ましいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ぜひガイダンス施設とともに商業施設がスタートされ、大勢の方々が訪れることを私も願っているところであります。商業施設につきましては、現在も慈恩寺の創作料理や、さらに施策を推進しながら、さまざまなメニューを提供し、お土産店や農産物店、さらに寒河江のそば、寒河江のラーメン、焼き鳥、こんにゃく、芋煮、だし、漬け物、地酒などさまざまあると思います。

特に、寒河江はつや姫、雪若丸の食事なども提供するなど、事業者の連携によりさまざまな取り組みの中では、レンタルサイクルを常備、整備をすとか、サイクリングロードを利用し、さらには道の駅のスタンプラリー、さらに冬期間のおもてなしといたしまして、雪中いちご狩り、雪上さくらんぼ種飛ばし大会、スノーシューを利用した散策など、そして冷えた体を温める足湯や温泉利用など、メニュー満載になることを期待しております。

このたびの慈恩寺振興課を市長部局に配置し、今後ますますの期待が図られると思いますので、私も大いに期待しているところでございます。

次に、通告番号3、地域農業の推進について伺いたいと思います。

初めに、優良農地確保についてであります。就農者の高齢化している現在ではありますが、ここ十数年、関係機関の御努力により、新規就農者が増加しているところであります。非農家出身や兼業農家出身の新規就農者へ経営状況を聞いてみますと、農地が点在し、効率が上がらず苦慮しているとのこと。

一方、平たん部でも耕作放棄地を目にします。若者へ平たん地の優良農地の集約化を進め、効率的な農業経営を実践し、将来へつなげることが必要と考えますが、農業委員長の御所見を伺います。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 お答えします。

佐藤議員の地域農業の推進に向けて、優良農地の確保ということでもありますけれども、現在、若い担い手、認定農業者等に平たん部の優良農地を集約することは、本市農業の発展のために非常に有効であることから、農地中間管理機構等を活用し、農地利用の集積・集約化を推進していくことが必要と考えております。

また、本市農業委員会は、昨年7月に新体制に移行しました。新たに農地利用最適化推進委員9名を委嘱したところであります。推進委員の役割としましては、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規就農者等への育成確保が主な仕事となっております。

農業委員会としましても、新規就農者等の若い担い手への集約をさらに意識するとともに、担い手の皆さんも積極的に我々農業委員、推進委員に対し連絡をいただき、農地に関する情報の確保に努めていくこと、また、農地中間管理機構等を利用していただくことが優良農地の確保につながるものと考えているところであります。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 若い方々が、農地が点在している中でも、集落でなく地区で3カ所を持っている方も実際おります。1ルート15分、20分車をかけて畑に行ったりすることが1つに集約されれば、効率的な農業もできるので、ぜひ若い方々、20代、30代、40代の方に声をかけていただき、推進を図っていきたい、お願いしたいと存じます。

次に、農地の集積・集約化の推進についてお

伺いいたします。

このたびの質問は、平成28年第2回定例会において、農地の団地化について質問させていただき、答弁では、「農地の集積を図るため、区域内の農地所有者に対し農地中間管理事業の活用により、要件等の交換等を促す啓発活動を行うなど、効率的な農地管理が可能となるよう、農地利用の最適化を推進してまいります」と述べられておりますが、集約化の兆しが見えず、なお農家や市民の方々から、寒河江の農地は将来どうなるのや、さくらんぼ誰つくんなや、さくらんぼの里じゃなぐなんねがやなどの声が聞かれます。これまでの農地流動化についての進捗状況について伺いいたします。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 お答えします。

農地の集積・集約化の推進について、進捗状況であります。本市の農地の集積状況につきましては、28年3月末現在で、管内農地面積2,650ヘクタール、集積面積1,525ヘクタール、集積率で57.55%となっております。また、29年3月末現在では、管内農地面積2,600ヘクタール、集積面積1,532ヘクタール、集積率58.92%となっております。1年間で集積面積7ヘクタール、集積率1.37ポイントの増となっております。

国が作成しております農林水産業地域の活力創造プランの政策目標では、平成35年末における担い手への農地集積率の目標を80%と定めておりますけれども、目標を達成するには毎年2%程度の集積率の伸びが必要であると考えております。

次に、農地の集約化の状況であります。平成16年から24年度にかけて西根の日田地区、宝地区及び下河原地区で施行されました基盤整備事業等において、約100ヘクタール規模の集約が実施されたところであります。

また、耕作者集積協力金を伴う面的集約によ

って、26年から29年度まで約21ヘクタールの農地が集約されております。今後とも引き続き農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善組合と農業委員会が連携し、集積・集約を図ってまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 農業の農地を管理している農家の方が大変高齢化しております。突然雪解けが終わって体調を壊し、つくってくださいなどということもたびたび耳にしております。できるだけスピードを持った取り組みによって、なおかつ担い手の方々に集約化できるように望んでいるところでございます。よろしく伺いいたします。

次に、現在の農業経営は、生産管理利益が一般化されており、さらに、GAPの取り組みが推進されております。高品質栽培や効率的な作業を見据えて適地適作を基本に、水稻、果樹、野菜、畜産、施設栽培、地域ごと品目別の集約化が必要と考えられます。

水稻については、第2次構造改善事業により、基盤整備が実施され、規模拡大が図られております。反面、園芸作物などについては、各地域に耕作放棄地が、園地が見受けられます。意欲ある農家へ推進し集約化を図ってはとありますが、農業委員長の御所見を伺います。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 ただいまの質問にお答えします。

議員の質問するところは寺山地区の耕作放棄地のことを言っておられるのかなと思いますので、お答えしてよろしいでしょうか。

寺山地区の耕作放棄地を意欲ある農家へ集約ということであり。寺山地区の遊休農地については、毎年実施しております農地パトロール等で確認しており、昨年も同様に確認しております。農業委員会では、農地パトロール後に遊休農地の所有者全員につきまして、文書を送

付し、意向調査等を実施しているところであり
ます。

この地区の遊休農地の所有者は現在3名おり、
面積は3筆で37アールとなっております。意向
調査の結果、3名のうち2名の方はみずから耕
作を行う、1名は貸し付けを希望するとの意向
でありました。

今後につきましても、現地を確認するととも
に、再度農地所有者の意向や耕作の可能性を調
査し、その結果、農地の所有者みずからが耕作
できないと判断した場合は、農業委員会と推進
委員が中心になり、関係機関へ連絡をしまして、
意欲ある若い担い手等に優良農地としてつなげ
てまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 農地の貸し借り、人間が行うわ
けですけれども、もう本当に情報の発信力、そ
して啓発活動が本人までなかなか伝わらないと
スピーディーに行われなれないと思います。特に、
地域ごとに組織のメンバーが違うだけに、やっ
ぱり寒河江市一円で情報を共有するような形が
私は望ましいのかなと思っております。

次に、将来の寒河江市の農業は、農地を有効
活用してこそ経営が成立し、環境保全にもつな
がります。さらに、食の安全・安心はもとより、
有機質肥料を利用し、エコファーマー認定制度
が推進されております。作物の健全化並びに土
壌汚染対策、さらに、いや地対策などが農畜産
システムにより全国、県内各地において推進さ
れております。

当市においても畜産農家と連携し、循環型農
業を推進するとともに、農地を将来に向けて寒
河江型の農地振興計画を作成してはどうでしょ
うか。農業委員長長の御所見を伺います。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 作物別の農地の振興
計画を作成してみてもということ御質問でご
ざいます。お答えします。

畜産農家と連携し、有機質肥料を利用した農
業経営をすることは、農地の地力向上や安全な
農産物の供給等、大きな利点があると考えてお
ります。寒河江市におきましては、大規模な畜
産農家が現在5軒ほどあり、供給された有機質
肥料が土づくりや農作物の栽培に利用され、農
業に貢献しているところであります。

畜産との連携による循環型農業、適地適作を
基本として品目別の集約化を進める農地の振興
計画を作成してみてもどうかという御提案でご
ざいますけれども、寒河江市では、本市の農業
振興を図るとともに、寒河江農業振興地域整備
計画書を作成しております。これには地域ごと
の農用地利用の計画や作物ごとの計画が記載さ
れておりますので、この農業振興地域整備計画
に佐藤議員の御提案を取り入れられるような農
業の振興を図ってまいりたいと考えております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 耕作放棄地、そして担い手育成
のためにもぜひ検討していただきたいと存じま
す。

次に、農地中間管理機構の取り組みの状況に
ついてお尋ねしたいと存じます。

国では、農地流動化に向けて、人・農地プラ
ンの作成プロセスにおいて、農地中間管理機構
が整備され、農地の集約化を推進しております。
当市の農地中間管理機構への集積状況について
伺います。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 お答えします。

農地中間管理機構への集積状況についての御
質問であります。

農業経営の規模拡大や収益性向上の取り組み
を支援するため、平成26年度から農地中間管理
事業が始まり、26年4月に公益財団法人山形農
業支援センターを農地中間管理機構として県が
指定し、農地集積・集約化を推進しております。

寒河江市でも、平成26年からJAさがえ西村

山、農業委員会と連携し、農地集積を進め、平成28年度までに農地中間管理機構を介した累計借入件数は1,086件、農地の筆数は2,109筆、集積面積は284ヘクタール、内訳としまして、水田86%、畑9%、樹園地4%となっております。年々順調に増加しているところであります。

村山地区内においては、河北町に次いで2番目に多い集積面積となっております。集積の内訳としましては、全国的な傾向と同様に、機械化しやすい水田の集積が進んでいるような状況でございます。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 次に、農地面積の集積、借入数は何割になっているのかお伺いいたします。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 お答えします。

平成15年農林業センサスによる総農家数が1,944軒に対し、平成26年度から28年度までの農地中間管理事業による集積農家軒数が1,071軒でしたので、本事業で借り入れた農業者数の割合は55.1%となっております。また、28年度末までの管内農地面積2,600ヘクタールに対し、本事業による集積面積が284ヘクタールでしたので、本事業での集積割合は10.9%となっております。

中間管理事業に係る周知活動については、農地中間管理機構である公益財団法人山形農業支援センターがラジオ、新聞、ホームページ等でPRを行っており、寒河江市としましても、人・農地プラン会議や農事実行組合を通じたパンフレットの配布や農業委員会の広報紙でのPR等を行っているところであります。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 次に、人・農地プランの人数と面積について伺います。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 お答えします。

寒河江市では、地域が抱える担い手農業者と

農地の問題を解決するために、地域農業の未来の設計図となる人・農地プラン、地域農業マスタープランを市内9つの地区ごとに作成しております。毎年地域の担い手農業者等で話し合い、プランも見直しているところであります。

平成29年3月末の時点で、担い手農業者数は402名であり、自己所有を含めた担い手の集積面積は1,532ヘクタールでありました。現在、平成28年3月末の時点では、担い手農業者は401名、集積面積は1,525ヘクタールでありましたので、ほぼ横ばいの状況であります。

人・農地プランの中では、農地の集積・集約化等について、農地中間管理機構の活用方針を示しながら地区ごとに推進しているところであります。また、プランの見直し等の地域の話し合いの中で、農地中間管理事業の取り組み状況や固定資産税の優遇措置等の説明を行い、集積・集約化の促進を図っております。

○内藤 明議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 時間も押し迫っておりますので、次の問題を2つまとめてお願いしたいと思います。

人・農地プランの調査による規模拡大と、そしてなお、規模の縮小、現状維持の推移についてお伺いしたいと思います。

○内藤 明議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 お答えします。

規模拡大している農家については、寒河江市では平成28年度人・農地プランの農業経営改善計画調査を実施しており、その中で現状以上の借り受け可能性についてお聞きしており、66名の農業者の方から可能であるとの回答をいただいております。借り受け可能な農地面積が89ヘクタール、内訳としまして田んぼ68ヘクタール、畑10ヘクタール、樹園地11ヘクタールとの結果でありました。

また、本市では認定農業者や認定新規就農者、集落営農組合等の経営体を対象に、担い手の農

土地利用集積状況調査等を毎年実施しております。その結果、数字につきましては、27年3月末時点で413件のうち54件、28年度3月末時点で447件のうち84件、29年度は664件のうち103件でありまして、増加傾向が見られております。

もう一つ、現状維持、規模縮小についてお答えします。

寒河江市では、農業経営改善計画を認定している認定農業者が現在252名いらっしゃいます。5年ごとの更新時に再認定申請書の提出や辞退の連絡を受ける際に、現状維持、規模縮小……。

杉沼孝司議員の質問

○内藤 明議長 通告番号4番について、13番杉沼孝司議員。

○杉沼孝司議員 ことしの冬は大変な大雪になり、特に北陸地方では国道で1,500台もの自動車が立ち往生し、除雪や雪おろし中の人的被害も多発しており、県内においては、大蔵村肘折で積雪4メートルを越し、ことしの冬積雪日本一になるなど、さらに農業施設被害も多数出ている状況であります。これから融雪期に入りますと、果樹の樹体被害も相当出てくるんじゃないかと心配されます。

また、ゆうべからの強風のため、市内の小中学校が臨時休校になるなど、強風によるビニールハウス等、施設への被害が心配されます。私も市内の小中学校が風とか雨などで全部の学校が臨時休校になったなどは、これまで初めての経験であります。

しかし、韓国の平昌で行われた冬季五輪では、日本選手のメダル獲得も過去の冬季五輪と比べ最高となるなど、国内では中学生棋士が初めて六段に昇段するなど、北朝鮮による核開発や弾道ミサイルの発射といった暗い話題だけでなく、明るい話題もたくさんある1年のスタートではないでしょうか。

それでは、寒政・公明クラブの一員として、がんの早期発見・早期治療による医療費の抑制について質問させていただきます。

通告番号4番、がん検診の受診状況について伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市のがんの検診状況について総括的にまずお答えをしたいというふうに思います。

がん対策については、御案内のとおり、国を挙げて取り組んでいる内容であるわけでありまして、その中でがんの検診というのは、大きな役割を果たしているというふうに認識をしております。もちろんこのがん検診の目的というのは、がんを早期に発見をして、適切な治療を行うということで、がんによる死亡者を減少させるということでございますが、そういったがん検診の目的を踏まえて寒河江市のがん検診でありますけれども、これは市の検診も先ほど申しあげましたけれども、国の取り組み、さらには、健康増進法第19条の2に基づいて、厚生労働省令に定める健康増進事業の一環として実施をしているという状況でございます。

寒河江市のがん検診の種類、一応5つのがん検診を行っております。胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診ということで、5つのがん検診を行っております。

これ実績でありますけれども、平成28年度の各がん検診の受診率を申しあげますと、胃がん検診については26.7%、前年度が25.4%でしたので、1.3%の増となっております。肺がん検診については38.0%、前年度が34.7%でありますので、3.3%の増となっております。また、大腸がん検診については37.0%ということで、前年度は34.5%でしたから、2.5%の増となっております。乳がん検診については38.4%ということで、前年度が32.5%ですので、5.9%の

増となっております。そして、子宮がん検診については41.8%ということで、前年度は38.4%でしたので、3.4%の増となっております。そういうことで、5つのがん検診とも前年度と比較いたしまして、1.3%から5.9%程度受診率が向上している状況でございます。

がん対策については、先ほど申しあげましたとおり、国においては第3期のがん対策推進基本計画というものを策定して進めております。山形県におきましては、今年度がん対策県民運動というものを展開をして、健康長寿日本一の実現に向けて取り組みを強化しているところでございます。

寒河江市におきましても、こうした国や県の動向を把握しながら、今後とも医師会などと連携を図って、がん検診の受診率向上に鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 みんながんは怖いと思いながら、いざがん検診というと尻込みしてか、受診率が余り高くないのが現状のような数字が示されておりました。特に胃がん検診などが低いと思いますが、なぜなのか伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど申しあげましたとおり、胃がん検診の受診率、他の検診に比べ低い状況になっているわけですが、これ決定的な要因というのはなかなか見出せないわけですが、要因はいろいろと考えられています。

例えば1つには、実際実施している胃がん検診の内容、議員も御存じかと思いますが、問診に加えて、バリウムを服用して胃のレントゲン撮影を行うというわけです。検査の前日の夕食の後に飲食が禁止されていること、あるいは検査当日はバリウムと発泡剤を服用するというので、大変違和感があるわけです。

もちろん検査の後にこのバリウムを排せつしていかなければならんというようなことで、他のがん検診と比較いたしますと、受診者にとって身体的な負担、苦痛を伴うということから、敬遠されてしまうというのも要因の1つではないかというふうに考えているところであります。

また、一方で、この胃がん検診の受診率が、寒河江の例をお示ししましたが、他のがん検診と比較して低いのは寒河江市に限った傾向ではないというふうになっております。平成27年度山形県がん検診成績表というのがあるわけですが、多くの市町村においても胃がん検診の受診率が他のがん検診に比べて低くなっておりまして、県全体の平均で見ただけでも胃がん検診の受診率が最も低い状況になっております。

平成27年度の県平均の5つの検診の受診率を申しあげますが、胃がんの受診率が26.6%、肺がん受診率が41.2%、大腸がんの受診率が38.7%、乳がんの受診率が33.0%、子宮がんの受診率が34.9%ということで、やっぱり胃がんの検診が受診率が最も低い、県平均といたしましてもなっているようであります。

いずれにいたしましても、検診を受けられる方が正しい知識を持ってがん検診を受診してもらえるように、啓発活動などを十分実施をしていきたいというふうに今後とも考えております。

○内藤 明議長 杉沼議員、ちょっとお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○内藤 明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を始める前に、佐藤議員から発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。佐藤議員。

○佐藤耕治議員 先ほどの一般質問において、農

業委員会会長を委員長とっておりましたので、訂正をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○内藤 明議長 次に、木村農業委員会会長から発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 先ほど佐藤耕治議員の農地中間管理事業の集積割合に関する質問の答弁の中で、平成15年農林業センサスと申しあげましたが、2015年農林業センサスの誤りでしたので、おわびして訂正いたします。大変申しわけございませんでした。

○内藤 明議長 それでは、引き続き一般質問を行います。杉沼議員。

○杉沼孝司議員 先ほど私が市内全小中学校の臨時休校と申しあげましたが、これも正確には陵南中学校学区の小中学校のみということでありましたので、これも訂正させていただきたいと思ひます。

それでは、午前中に引き続き受診率の向上について伺ひます。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 杉沼議員から検診の受診率向上についての御質問をいただきましたが、御案内かと思ひますけれども、寒河江市におきましては、毎年1月に、翌年度に市が実施をいたします各種検診の健康診査受診申込書、それから調査書というものを受診の該当する方がいらっしゃる世帯を対象に配付をして、それを回収させていただいております。

この申込書によって、がん検診を含めた全ての検診の申し込みを行うことができるようになっております。また、検診日の前には、申し込みされた方へ個別に受診票を送付してありまして、間違いないように受診を確認をさせていただいているところであります。

また、申し込んだものの受診されない方もいらっしゃるわけでありましてけれども、そういう

方々に受診勧奨、個別に通知するといった対応も実施をさせていただいているところであります。

さらに、市報への掲載もしてありまして、毎月20日号に各種の検診日を掲載させていただいております。さらに、毎年9月はがん征圧月間ということでありまして、さらに10月はがん検診の受診率50%達成のキャンペーン月間ということになっておりますから、この二月については、特にがん予防やがん検診についての紹介をさせていただいて、受診していない市民の皆さんへの啓発活動を展開しているところでございます。

こうした毎年の例年の取り組みに加えて、平成30年度には新たな取り組みとして胃がんリスク検査というものを導入したいというふうに考えております。先ほども申しあげましたが、胃がんの受診率、ほかのがん検診に比べて低いわけで、その理由なども一部御紹介をさせていただきましたが、この胃がんリスク検査については、食事の制限、そういう影響がない簡便な血液検査でございます。

ヘリコクターピロリ菌感染の有無と血清ペプシノゲン値によって測定される胃粘膜の萎縮度で胃がんになりやすいかどうかの危険度、リスクを判定するものでございます。胃のエックス線検査と組み合わせることによって、より有効な胃がん検診につながるものと考えているところであります。

こうした新たな検査を導入するというところで、がん検診にさらに関心を持っていただきたいというふうに考えておりますし、また、30年度から、御案内のように新たな成人病検査センターオープンをいたしますから、新たな施設で受診できるということで、我々としても受診率向上につながるのではないかとこのように大いに期待しているところでございます。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 第6次振興計画を見ても、がん検診の現行受診率が低いと思いますが、これを目標値で、先ほどもありました50%から60%の目標とされておりますが、どんな方策を考えておられるのか伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま御答弁申しあげた点について、今の御質問の内容も十分勘案しながら答弁をさせていただいたつもりではありますが、確かに目標値50から60%という高い目標でございましたので、我々としては何とか今の、特に胃がんなどについては、受診率を大幅に向上させていかなければ目標を達成できないというふうに思っておりますので、先ほど申しあげました新しい検査方法などの導入も含めて、さらなる受診率向上に向かって努力をしてみたいというふうに考えているところであります。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ただいまもありましたけれども、がんの検査方法として血液1滴で13種類の診断ができ、ごく初期のがんも発見できる検査方法を開発したとの報道が昨年ありました。これはまだ国の承認を得ていないので、まだ臨床研究の段階のようですが、早期発見できればより効果的な治療ができ、医療費の削減にもつながるとしておりましたが、さらに、最近認知症の中のアルツハイマー病をわずかな血液で調べることができる検査法なども開発されたと発表されております。医療給付費の削減のためにも、国の承認がおりたらすぐにでもこういう検診にも取り組むべきと思いますが、いかがお考えですか伺います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま杉沼議員の御指摘があった検査方法については、昨年の8月20日の地元紙の一面に、血液1滴から13種類のがんの有無を診断できる検査方法を国立がん研究センターなどのチームが開発したという記事が掲載さ

れたところであります。時間も短く、体への負担が少なく、ごく初期のがんでも発見に至る検査方法ということでもありますから、我々の悲願であろうかというふうに思います。ぜひこの実用化に向けて期待しているところでございます。

また、がんの検査につきましては、1回5ミリリットルの採血で複数のがんの危険度リスクを予測することができるというアミノインデックスがんリスクスクリーニングという検査方法もあるというふうに聞いております。この検査については、県内の一部の医療機関でも既に実施をしているというふうに聞いています。

ごくわずかな血液検査による検査方法というのが、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針においてがん検診として有効であると位置づけられるようになれば、受診率低迷を打開できる切り札になる検査方法ではないかというふうにも考えているところであります。

寒河江市といたしましても、この検査方法を従来のがん検診の補完検査として実施をして、早期発見・早期治療に結びついていくのかなどについては、医師会や検診機関から十分御意見を頂戴しながら研究をしてみたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 次に、医療給付費の抑制と国民健康保険税額の維持について伺います。

去る1月の議員懇談会で、国民健康保険制度改革の途中経過、国保税率改正についての報告がありました。その中で、本市の現行の賦課割合と改正税率設定についての説明があり、保険税額が引き下げられるようなことでした。これは平成30年度より国保運営形態が変わることから、国が毎年財政支援を行うことが前提になっているものと思われませんが、国の財政状況から、

財政支援がそう長く続くとは考えにくいものと思われま

す。そこで、改正後の保険税率、保険税額を維持継続していくためには、医療給付費の抑制が第一と考えられます。よって、医療費の高額になるがんの早期発見・早期治療により、医療給付費の抑制に努め、せつかく引き下げられる国保税額の維持に努めるべきと思いますが、いかがか、市長の御所見を伺いたいと思います。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の平成28年におきます国民健康保険被保険者の医療費の中で、がんというのは約13%の割合であります。13%の割合でありますけれども、レセプト1件当たりの費用は、全レセプト平均の約4倍ということで、大変高額になっているのも事実であります。

そういう実情でありますから、杉沼議員おっしゃるように、高額ながん医療費の抑制というのが医療費全体の抑制につながっていくということになるかというふうに思います。

また、お話しありました国民健康保険税でございますけれども、御案内のとおり、これまでは市町村が医療費等を推計をして、必要な税額及び税率を算定していたわけですが、30年度から県が県全体の医療費、それから保険税額を算定をして、各市町村に納付金という形で配分する、必要な額を配分していくと、こういう仕組みに変更になっているわけがあります。

この納付金を配分する方法としては、1人当たりの医療費が高い市町村には多目に、低い市町村には少な目に配分することになっておりますから、各市町村の医療費抑制の取り組みに対する動機づけが働く仕組みになっております。

ですから、医療費を少なくすれば、その納付金の額も少なくなっていくということになっていきますから、そういうことになるわけありますので、市としてはがんの早期発見・早期治療、さらに重症化予防を推進をして医療費の適

正化を図り、そしてひいては国保税額の抑制策の1つになるよう取り組みを進めていきたいというふうに今考えているところでございます。

○内藤 明議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 やっぱり医療費の少ないところには手当てを厚くするというふうなことでありますので、やはり医療給付費が少なくなれば、国保税額もそのまま維持できるというふうなことじゃなかろうかと思えます。まず、長期に継続した国保料の引き下げ維持に今後もしっかり取り組んでいただくことを御希望申しあげ、私の質問を終わります。

古沢清志議員の質問

○内藤 明議長 通告番号5番、6番について、2番古沢清志議員。

○古沢清志議員 寒政・公明クラブの古沢清志です。どうぞよろしく願いいたします。

ことしの冬は長く、雪の多いシーズンでありましたが、春も間近に来ているものと思えます。先週、私のところに北海道のある市議会議員から、同じ党所属の議員であります、電話がありました。今年度から始まった新除雪システムの内容についてでした。障がい者や高齢者に優しい除雪の仕方、除雪に対しての補助金など、これからはこういう除雪の仕方になっていくんでしょうねと言っておられました。

また、県内の議員からも問い合わせがあり、この寒河江の先進的な除雪が注目を集めています。先月は、山新にも2面にわたり除雪について掲載されておりました。今はまだ試験運行で、これからますます充実していくものと確信いたしておりますので、全国の雪国の模範となるようなシステムを築いていただきたいと思えます。

それでは、質問に入りたいと思えます。

通告番号5番の土地の所有者不明地の問題について質問させていただきます。

まずは、土地の所有者不明の定義を申しますと、不動産登記簿等、所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない土地とされています。全国の所有者不明率は20.3%となり、さらにこれを面積に換算すると、全国の所有者不明土地は約410万ヘクタールで、九州本島を超える水準と推計されます。

また、死亡者数の増加や、相続意識の希薄化等に伴い、所有者不明の増加は年々ふえ続け、2040年までに新たに約310万ヘクタールが所有者不明になると推計されています。さきの410万ヘクタールと合算すると、このままでは2040年の所有者不明土地面積は、全国で約720万ヘクタール、北海道本島に迫る水準にまで増加するという結果となり、早急に手を打つべき問題となってまいりました。

近年、土地の所有者の居所や生死が直ちに判明しないために、固定資産税の課税徴収、空き家対策、耕作放棄地の解消、災害復旧などに影響する、いわゆる所有者不明化による問題が各地で報告されています。現在の日本の土地制度は、明治の近代国家成立時に確立し、高度成長の時代に修正・補完されてはきたものの、現在の地方の過疎化、人口減少、高齢化という社会の変化に対応したのではなく、そのために問題が拡大してきていると言われております。

このような問題の解決に向けて、昨年6月、全国市長会議でも土地利用行政のあり方に関する特別提言の中で、所有者不明のまま、土地利用権の設定に関する法整備や所有者を明確化するための相続登記のあり方の検討を国に提言することを決めました。こういった流れの中で、国もさまざまな対応をしています。

国土交通省が一昨年3月に公表した所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索、利活用のためのガイドラインも、現行法制度の中でとり得る所有者の確認と不明者の拡大を防止する

対策を示したものや、また、昨年5月に所有者不明化の大きな要因である相続未登記の問題に関連して、法務省が相続登記の促進策として法定相続情報証明制度をスタートさせました。

本市におきましても、高齢者単身世帯または高齢者夫婦世帯の増加、未婚の増加、農地の耕作放棄の状況、山林の荒廃などの現状を見ますと、本市においても今後深刻な状況が予想されます。本市における所有者不明地の問題の現状についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 古沢議員から所有者不明地の問題についてまず御質問ありましたので、お答えをしたいと思います。

この問題については、御指摘のとおり、課税徴収のみならず、空き家対策などなど、幅広くその影響が懸念される問題でございます。税に関して申しあげますと、固定資産税の土地の課税については、原則として登記簿上の所有者に課税を行うということになっているわけでありまして、固定資産税課税台帳上は所有者不明地はないということになっております。

議員御指摘のとおり、しかしながら、これまでの伝統的な地縁、血縁社会の中での土地所有や土地に関する資産価値の意識の変化に伴って、土地の管理に対する関心が低下していること、さらには、保有する負担感がふえていることなどによって、所有者の死亡後に相続手続が進まないなどを原因として、実態としては所有者不明地が寒河江市においても存在をするということになっているところであります。

県におきましては、いわゆる所有者不明土地問題について、本年1月に国土審議会土地政策分科会特別部会の中間取りまとめなど、国の動きに合わせて市町村にアンケート調査を実施しているところであります。そこでは、課税保留の件数のほか、所有者不明土地についてどのような課題が生じると考えるかという質問がござ

いました。

寒河江市としては、相続人調査や所有者所在調査などの事務量が增大すること、さらに、課税できない土地が増加する懸念があることなどという回答をしているところでございます。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 2014年秋に、民間シンクタンク東京財団が、全国1,718市町村と東京23区の税務部局を対象にアンケート調査を行いました。

結果、888の自治体が回答したという調査の中で、「これまで土地の所有者が特定できないことによって問題が生じたことがありますか。具体的にどのような問題が生じたか」という問いに対して、「固定資産税の徴収が難しくなった」または「老朽化した空き家の危険家屋化」、「土地が放置され、荒廃が進んだ」と回答いたしました。問題が生じたことがあるという回答をした自治体のおよそ9割が、固定資産税の徴収が難しくなったと回答しています。

所有者不明地の課税に関しては、課税保留というのもあります。全国の自治体の23%で、200の自治体があるそうです。課税保留の原因のうち、所有者居所不明や死亡課税によるものは全体の77%にもなっております。

所有者不明地の課税状況について、初めに課税保留についてお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 課税保留についてでありますけれども、固定資産税の課税については、所有者が死亡した場合は、相続登記に基づき、新たな所有者に課税することになっているわけでありまして、相続の途中で理由で登記が完了していない場合には、当分の間、代理納税義務者を選定してもらって、届け出を受け、その方に継続して納税をお願いしているところでございます。それでもなかなか届け出がなされない場合については、法定相続人等に対し数度にわたり通知を行い、代理納税義務者設定届

の提出をお願いしているというのが手続でございます。

課税保留についての御質問をいただきましたが、代理納税義務者設定届の提出依頼にもかかわらず提出されない場合については、税務当局において個別に法定相続人の死亡や相続放棄の有無など、さらに詳細な調査をして、やむを得ないと思われる場合については、課税を保留する場合があります。

この課税保留に当たっては、平成25年に固定資産税及び都市計画税の課税保留に関する事務取扱要綱を定めて、いわば公平な取り扱いに努めているというところでございます。

この取扱要綱では、詳細な調査の上、不動産登記簿または固定資産税課税台帳に所有者として登記または登録されている個人が死亡し、相続財産管理人が選定されておらず、相続人が不存在の場合や、破産手続終了または清算終了によって商業登記簿上消滅したにもかかわらず、換価できなかったなどの理由によって、不動産登記簿または固定資産税課税台帳に所有者としていまだ登記または登録されている消滅法人の場合などに限って課税保留の扱いというふうに限られているところであります。

また、一度課税保留となった土地については、定期的に再調査を行って、課税保留の対象に該当しているかどうか再確認をさせていただいて、公平な課税に努めているところであります。

ちなみに平成28年度の実績では、土地の課税について課税保留とした件数は6件というふうになってございます。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ありがとうございます。

次に、相続未登記の事案に対して、税務課の相続人調査が追いつかなくてやむなく死亡者名義で課税を続けることを死亡者課税というのですが、本市においても死亡者課税はあるのでしょうか。あるとすれば、どのぐらいの数でし

ようかお伺いたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員御指摘のとおり、相続人調査が追いつかずにやむを得ず死亡者名義で課税を続けるというケースですけれども、丁寧な相続人調査による代理納税義務者の選定や適正な課税保留の扱いによって、死亡者名義で課税を続けるということはないところでございます。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 本市におきましては、死亡者課税はないということでお伺いたしました。

続きまして、所有者不明地への対応状況についてお伺いたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 所有者不明の対応について、税に限りますと、課税保留の説明の中でも申しあげましたとおり、まずは代理納税義務者の設定の徹底と課税保留の適正な運用というのが大切だというふうに考えておりますが、さらに、所有者不明地の発生を防止するという観点から、土地所有者の死亡届受理の際に相続登記を促す働きかけをしていく、そういった取り組みを一層強化していきたいというふうに考えているところでございます。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 死亡のときに促すと、そういうことでしっかりされているなという感じがいたします。

次に、山林について、薪が貴重な燃料だった時代は、それなりに共有者間でも人間関係があり、協力しながらやってきたということで、顔のわかる共有関係であったかもしれませんが、石油がエネルギーの主役にとってかわり何十年間も過ぎている現在、山に入ることもなく、自分の山がどこにあるかもわからない共有者がほとんどだと思えます。

当然他の共有者が誰かもわからない共有関係にある土地については、共有者全員の名前や連

絡先というのは把握できているかどうかわかりませんが、共有者の代表者または代表して納税している方が亡くなった場合、その相続人に対しては、今後どのような対応をしていくのかお伺いたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 主にと申しましょうか、固定資産税の課税についてのお答えを中心にお答えを申しあげましたが、議員御指摘のとおり、また、先ほど申しあげましたとおり、この所有者不明地の問題というのは、そればかりじゃなくて、災害復旧などの公共事業の実施でありますとか耕作放棄地の解消、空き家対策など、土地利用のニーズが生じた場合に問題が顕在化してくる、そういったことで影響が大きく広がっていくということが報告されています。

質問の冒頭に議員から御紹介いただきましたように、国もさまざまな取り組みを進めているわけでありまして。ちなみに、平成29年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2017におきましては、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるように、共有地の管理に関する同意要件の明確化、さらに、公的機関の関与により、地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、さらに長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の提出を目指すということにしているわけでありまして。

我々としては、国の動向を十分注視をしながら、この所有者不明地の問題について適時適切に対応を進めていけるようにしたいというふうに考えております。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 山林に地籍調査を入れることは費用の面でも難しい部分があるのかもしれませんが、一筆一筆の土地は私有物であります、

それを重ねることにより、地域や国土を形づくっていますので、極めて公共性が高いと思います。

市民の目が山に向かうようになれば、山の整備にもつながり、もしかしたら有害鳥獣の問題の解決のヒントが生まれるかもしれません。登山道や散策道の整備につながり、観光の面でも大きく効果が出てくるかもしれません。そういった部分も含めて、所有者不明土地の解消に積極的な取り組みを期待したいと思います。

続きまして、通告番号6番の住宅建設の推進について質問いたします。

市長の施政方針説明にもありましたが、若者の技能職離れや技能者の高齢化、後継者不足から伝統的な産業を守るため、若い人の人材育成に取り組むとともに、市内企業の多くを占める中小企業や小規模事業所の人材育成を進めていくとの説明がありました。来年度の予算を見ましても、技能者を育てていくとの決意も見られ、安心しているところです。

そこで、もう少し掘り下げて質問をさせていただきたいと思います。

先月、寒河江市住宅建設推進協議会と総務産業常任委員会との間で意見交換会をする機会がございました。寒河江市の人口は減っていても世帯はふえていくという、この妙な構造に、この意見交換会を通じて少し理解できたように思います。

子供たちが大きくなり、世帯を構えるとなると、増築するにしても耐震化の問題があったり、住宅の構造自体に増築しにくい構造であったり、土地が狭かったりしてなかなか二世帯同居ができにくくなっています。現在は、ハウスメーカーの営業力が強く、土地つき戸建て住宅が1,200万円ほどで住宅が手に入ると聞いております。わざわざリフォームするよりも安くで新しい住宅に住めることのほうが、より現実的であるとお聞きしました。

本市におきましても、リフォームや子育て世帯に対する補助金などは、来年度の予算を見てもある程度充実してきているとも思いますが、当初予算、そしてすぐに補正予算となると、現場を抱える人にしてみれば、あるときは補助金があったり、なかったり、またあったりと苦労しているようであります。

また、来年には消費税も引き上げられますので、駆け込み需要が予想されます。本市の住宅建設に係る補助金の考え方について、市長の見解をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の住宅建設に係る補助金の考え方という御質問でありますけれども、寒河江市におきましては、御案内のとおり、平成22年度より住宅の建築促進による住環境の整備、さらには地元関連業界の振興などを目的とした寒河江市住宅建築推進事業補助金制度を発足しております。また、翌平成23年度より子育て世代の経済的な負担を軽減し、若年層及び市外からの定住促進を目的とした寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金制度を創設しております。この二枚看板でこれまで住宅建築の推進を図ってきたところでございます。

住宅建築推進事業補助金については、先ほど御紹介ありましたが、市内の建築・建設業者と契約した場合に限定しているわけでありまして、地元企業の振興、それから景気浮揚の側面が強くなっている制度であります。一方、子育て定住住宅建築事業補助金制度は、子育て世代や市外からの定住予定の方を対象としているわけでありまして、定住促進の側面が強くなっている制度でございます。

補助金を御利用いただくには、市へ申請をしていただく必要があるわけでありまして、申し込みは先着順でございます。予算がありますので、予算がなくなり次第受け付け終了という形にしております。予算もだんだんなくなっ

ていくわけでありませけれども、予算の残額などについては、ホームページで随時公表しているところでもありますので、早目に申し込みをお願いしたいというふうに行っているところがございます。

近年は、御案内のとおり、市内の建築の状況などを見きわめながら、補正予算も立てて対応しているところがございます。そういった意味で、御不便もおかけしているという点があるかというふうに思いますけれども、平成30年度については、今議会に上程をさせていただいておりますけれども、この2つの補助金合わせて前年度より1,000万円増の1億1,000万円ということで、当初予算をお願いをしているということでございます。ぜひ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ただいまの市長の答弁に、ホームページで残額がわかると聞いておりましたので、今後はこういうのも調べながらお知らせしていきたいと思っております。

続きまして、本年度のリフォームに対する補助金は、当初予算4,000万円、また9月には1,500万円の補正がありました。市内建築業者、関連業者からは本事業にて11億5,000万円の直接的な経済効果があったと聞いております。また、間接的な経済波及効果は約21億8,000万円と試算されることなど、経済対策としても極めて高い効果があると聞いております。

しかしながら、中小建設業界をめぐる情勢は非常に厳しいところでもあります。担い手の人材確保、育成、長期的な工事量の減少、極端な低価格競争による企業の利益率低下、資材高騰など、地域のインフラ整備や維持管理、災害対応を担う地元建設業は、現在もなお厳しい状況に置かれております。

また、土木業界にも差し迫った問題もありません。市内の業者では、技術者不足による会社の

経営に影響しているとの声があり、非常に業界では危機感を抱いています。建築同様、市内の景観をつくっていく土木業界にも補助金の幅を広げていく必要があると思います。

例えば外構工事です。もう少し融通をきかせてほしいとの要望があります。このことは、地域における雇用機会の減少や、これまでの本市の住環境向上の整備を支えてきたすぐれた技能の継承問題にもつながり、本市にとっても大きな損失となりかねません。建設補助の弾力的運用にもう少し融通をきかせた幅広い補助を求めますが、市長の見解をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問の住宅建築推進事業補助金制度でありますけれども、先ほども申しあげましたが、住宅の新築あるいは増改築に対する補助金でありますから、そういった意味で住宅産業の下支えということで、地域の経済波及効果大変大きなものがあるというふうに思っております。

また、地域の建築業を営む皆さんがこの補助金制度を利用して営業などに御利用いただくということで、大手住宅メーカーに負けない顧客の掘り起こしや多くのリフォーム工事などの受注ができるようになってきているのではないかとこのふうにもいろいろなお話を伺っているところがございます。

御指摘のとおり、住宅建築推進事業補助金については、主に住居部分を対象にしているわけでもあります。ただ、住居外であっても住居と一体として利用されている車庫や物置、また敷地内の融雪設備工事なども補助対象になっているところでもあります。

御質問は住居外部分の外構工事なども幅広く補助対象に含めてはどうかという御質問であります。この補助制度、県の補助なども入っているところでもありますから、今後、県、あるいは県内の各市町村でも実施をしている状況であ

りますから、そういった状況なども十分参考にしながら検討していきたいというふうに考えているところであります。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 県の予算も入っていることで、なかなか難しいようなこともありますけれども、ぜひお願いしたいなと思います。

先行き不透明な経済情勢の中で、今後の展開によっては企業体力の限界を超える事態が発生することが危惧されております。現下の経済情勢を踏まえ、本市においても波及効果が高い経済対策の実施が引き続き必要であるのではないかと思います。リフォームに対する補助金は、直接的、間接的な経済効果があると聞いております。リフォームに対する補助金の今後の方向性について市長の見解をお伺いいたします。

○内藤 明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問の住宅建築推進事業補助金が御指摘のとおり経済波及効果高いというふうに考えております。

ただ、今全体的には景気はある程度穏やかになっているのかなというようなところであります。ただ、我々が危惧するのは、平成31年度消費税の増税が予定されているわけでありまして、そういったときに市内の企業などに影響が出てくるのではないかということも懸念しているんであります。

この事業の目的は、何度も申しあげておりますけれども、住環境の整備ももちろんでありますけれども、市内関連業界の振興、それから景気浮揚というものも大きな目的になっているわけでありまして。そういった意味で、御質問は31年度についてどうするのかという御質問であります。まずは30年度の予算を可決していただいて、お願いをしたいというふうに思いますが、現時点では、先ほど申しあげましたとおり、31年に向かって景気の動向なども十分見きわめながら、その目的に沿ってより効果的な事業展開

が図っていけるように鋭意努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

○内藤 明議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ありがとうございます。

いろいろな面でお金が回るよう、また技能者、後継者が育つよう行政の面でも支えていただきたいことをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

散 会 午後1時51分

○内藤 明議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

